

Title	米価調節審査会の設置に就て(下の甲)
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.9 (1915. 9) ,p.1063(105)- 1071(113)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150901-0105">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150901-0105</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ある時代に於ては、企業者が合意に基づかざる強制的の命令を以て、妄りに労働者の自由を拘束せんとしても、それは到底其目的を達し得らるゝものではない。故に氏の引例の如きは毫も予の論據を動かす實例とはならぬ。一人は政策上の意見を立つことは出来るが、實際上に之れを行はんとするには、必ず團體の後援を要するのである。

加之氏の説の中で最も奇怪に感ぜらるゝのは、私人的團體の有する権力は命令權と稱するを得べきも、之れを強制權と認むるは不可なりと云ふことである。予は不幸にして其の意味を解するに苦しむ。凡そ命令と云ふ以上は、其性質上之れが實行を期すべき筈のものであつて、従て原則としては強制的の性質を具有すべきである。云ふことは吾人の見解である、固より命令の形式及び内容に至つては種々雑多であるが、併し歸する所は『斯く爲す可し』とか『爲す可からず』とか云ふことに在るので、爲すも稱するを得ない、是等は單純なる意志の告白又は宣言に過ぎぬのである。既に命令と云ふ以上は、或行爲又は不行爲を要求するに在るから、従て其行爲又は不行爲を實現せしむるが爲めには、必要に應じて個人の自由に拘束を加ふることのあるべきは當然である、故に命令權は一面から觀れば強制權であり、又強制權は一面から觀れば命令權であると云ふも差支がない、斯かる見地よりせば、命令權と稱するは可なるも、強制權と稱するは不可なしと云ふ如き論法は、徒らに其名に捉はれて實を忘れたる堅白同異の辯と稱せざるを得ない。強制權を伴はざる命令權は死物同様である。命令權の生命は之れを強制し得る點に在るので、強制し得ざる命令は、名は命令と稱するも其實は命令たるの資格を有せざるものと言つてよい、故に私人的團體は命令權を有せずとのことであれば、論理を一貫するも、苟くも命令權を有することを認むる以上は又之れに伴ふ強制權をも有することを認めね

ば氏の言を借りて云へば『前後非常の矛盾撞着』である。

要之以上は卑見に對する氏の誤解の點を明らかにした迄であつて、斯學に對する見地は前にも述べた如く、氏と予とは根本的に異なるのであるが、到底意見の合致を見ることは六ヶ敷かろうと考へる、併し學徒各其觀る所は異なつても、唯異説を異説として虚心懽懷に正しく解釋することに努むるは吾等の任務である。畏友河上博士の近刊の經濟論叢中に於ける『他人の説を批評する場合には故意又は過失に依り之れを曲解又は誤解することを嚴に戒めねばならぬ、然らざる限りは一切の批評は學問の進歩の爲めに無益であり、又往々有害である』との言は、松崎氏の引用した高城教授の言と好一對の鍼言である、説の賛否は固より各人の自由であるから、氏の反對説は毫も遺憾とする所ではないが、正しく解釋せられて居らぬ點を明らかにすることは、予の爲すべき義務であると信じて歸京匆匆再び此稿を草するに至つた譯である。

(大正四年七月十五日)

### 米價調節審査會の設置

に就て (下の甲)

高城 仙次郎

#### 目 次

- 四、米價調節方法と其効力(承前)
- 五、米價の一時的騰貴の影響
- 六、米價の永久的騰貴の影響

一六、施米 米價に及ぼす施米の影響を考究するに當りて、施米に少くとも二種あるを記憶せざる可らず。一は舊幕時代富山藩等に於て實行せしが如く平素より米穀を貯藏し、飢饉の際之を以て貧民を救助するを云ひ、一は凶作の爲め米價の暴騰せし時に市場に於て米穀を購入し之を以て細民を救恤するに在り。此内第一種の施米は夫れ丈け米穀の供給を増加するものなりとも、或は夫れ丈け施米を受くる窮民の需用を

減少するものなりとも看ることを得可く、従つて米價は此種の施米の爲め下落するの傾向を有す可し。之に反して、第二種の施米は米價を下落せしむるの效力を有せず。如何となれば、米穀の給與を受くる細民は米を購入するの必要なきを以て此方面に於ける米穀の需用は減少するの理なれども、施米者は其米を市場に於て購入するものなるを以て、結局米穀の總需用額は減額せず。唯、細民が其消費する米に對して細民に代りて施米者が其代價を支拂ふに過ぎざるなり。否、加之、此種の施米は米價を尙一層幾分が騰貴せしむるの結果を齎すやも知る可からず。如何となれば、若し米價奔騰せし際に細民が施米を受くることなかりせば、一部の貧民は全く米の消費を中止するか、又假りに全く代用品を用ゆるに至らずとも、米の消費を節約す可きに由り、米の需用は多少減退するに至る可きを以てなり。されば此際細民に米を無償にて給

與するは其消費の節約を妨害するの結果を呈するものなりと云はざる可からず。

一七、公定相場 舊幕時代諸藩に於て米價の暴騰せし際米價の最高價格を指定せしことあり。昨年獨逸に於ても穀物の最高價格を定め、夫れ以上の率を以て穀物を取引することを禁せしは世人の知れる所なりとす。米價の暴落せし際に公定相場を以て所謂平準相場を恢復せんとするの企圖が失敗に終るの運命を有するは既に上文に於て述べたる所なるが、米價を引下げんとする公定相場も前者と同じく功を奏せざる可きは明白なることにして茲に細論する要無かる可し。米價の暴騰せし際に最高價格を公定して米穀買入をして此標準相場に準據せしめんとするに當りて、第一の疑問とするは此公定相場が小賣にのみ適用せらる可きものなるか、將又卸賣のみに適用せらる可きものなりやに在り。若し小賣にのみ適用せらる可きとせば、左なきだに升目

又は品質に就きて不正手段を用ゆるの悪習を有すとの批難ある小賣商人は益々陋策を敢てするに至るの虞れあり。又此相場が卸賣のみに應用せらるものなりとせば、卸賣商と小賣商とは相結託して公定相場を無効ならしむるに至ることある可し。更に全國に對して同一の公定相場を制定するは、運賃の有無相違よりして頗る不公平なる處置たるを免がれざる可し。此等の種々の疑問と困難とは用意周到なる獨逸政府をして尙ほ且つ昨年の穀物最高價格制度の失敗を防ぐことを得ず、遂に穀物の專賣を企圖せしむるに至れるなり。

一八、米穀專賣又は公賣 專賣は云ふ迄もなく普通政府に於て之を行ひ、競争を絶體に禁ずるものなれば、利益關係を無視する以上、一定の米價を維持する方法としては最も確實なるものなりとす。現今獨逸帝國の實施せる穀價政策即ち是れなり。公賣とは政府が大規模に買占

め一定の價格を以て賣拂ひ、市價の奔騰を防がんとするに在り。現今莫斯科並に佛國に於ては此方策を用ひ穀價の暴騰を阻止せんと試みつゝあり。莫斯科の穀物公賣並に佛國の小麥公賣が如何なる効果を收む可きかは實施後未だ間なきことにて之を知るを得ざるも、幾分か穀價の暴騰を緩和するに至る可きは疑ふの餘地なし。

要するに專賣と公賣とは或る一定の相場を維持するには頗る有效なる方法なるも、巨額の資金を要するの一大缺點あり。若し我國の内地に於て米穀の專賣を實行するとせば、一ヶ年五千萬石以上を賣買せざるを得ず。假りに一石十五圓を以て買收し、一石十六圓を以て販賣するとせば、買收高は七億五千萬圓に上り、賣揚金額は八億圓に達す可し。此金額に相當する取引に對しては幾何の資金を要す可きや。今假りに大藏省專賣局の成績に依りて之を考察せんか、大正元年度の專賣局作業收入豫算は一億五百八十三

萬圓なりしが、此專賣事業に投入使用せる資本は(明治四十四年度未現在)固定資本、運轉資本を合して計二千三百三十八萬圓なりき。されば專賣局の作業収入(賣揚)に對する資本の率は二割強なりとす。若し假りに米穀專賣が同率の資金を要するものなりとせば、一億六千萬圓の資本を準備せざる可からず。勿論現今の專賣には製造に多額の資本を要するに反し、米穀專賣は之を要さざるを以て、專賣局の資金と米穀專賣に要する資金とは同率なる可き理なきなり。されど、又一方に於ては、專賣局の資金は大部分固定資本(三分の二)にして臨時に要する運轉資本は賣揚に比較して少額なるに反し、米穀專賣の場合に要する資金の大部分は運轉資本にして、此運轉資本は毎年秋期に於ける收穫時に一時に必要とする性質を有するを以て、結局米穀專賣に要する資金の率は專賣局の資金の率よりも著しく低かる可しと信ずることを得ず。

公賣は專賣よりは少資本を以て殆んど同一の効果を收むることを得可きも、少額と云ふとも比較的事に於ては、一定の相場を維持するに於ては是れ又少からざる資金を要す可し。佛國に於ける小麥公賣の運轉資本は合計一億二千萬法郎に邦貨四千八百萬圓なりとす。

されば、專賣公賣は共に有効なるも、巨額の資金を要するを以て、戦時の如き非常の際には止むなく之を實施するを得策とす可けんも、平時に於て之を行ふは財政に累を及ぼすの虞なしとせず。而かも、米穀專賣公賣の最大缺點とする所は財政上に存せずして寧ろ此方策が政争の具に供せらるゝの虞れあるの一事に存するが如し。

一九、輸送費軽減 米價暴騰の際、其趨勢を緩和せしむる爲めに國有鐵道の米穀輸送賃金を軽減し、或は保護漚船會社をして、同賃金を低下せしむるも亦一策なり。其他、米穀發送者に

對して輸送優先權を與へ以て米穀の分配を圓滑ならしむるは同じく都會又大凶作地方に於ける米價の奔騰を幾分か防止するの效力を有す可し。然りと雖も、此等は寧ろ消極的調節方策とも云ふ可く、各地に於て同時に米價が暴騰せし際には左程の効果を呈さざる可し。

### 五 米價の一時的騰貴の影響

以上吾人は米價は任意に調節し得るものなることを論じ、且つ十數種の調節策に就きて短簡なる評論を試みしが、次に吾人の考究す可きは米價を調節して、其騰落を防ぎ、常に一定の相場を維持せしむるを以て國利民福の立脚地より之を觀て得策とするか否やの問題なりとす。

されど、此問題を解決するには、米價騰落は果して如何なる影響を齎すものなるか、且つ其影響は國民の利害と如何なる關係を有するかを知らざる可からず。されば、以下吾人は先づ米價騰落の影響を討究し、然る後果して其影響は

未然に防ぎ可き性質のものなるや、或は又其影響は自然に我國利民福を増進するの傾向を有するを以て放任す可きものなるやを講究せんと欲す。

されど、米價の騰落と云ふと雖も、明治四十四年の如く一時的に奔騰し或は又現時の如く一時的に暴落することもあると同時に、明治四十五年以來當今に至る迄の如く、永久的に騰貴することもあるものなるが、一時的騰落と永久的騰落とは異なる影響を及ぼすものなれば、之を別箇に論述するの要あり。本節に於ては先づ米價の一時的騰貴の影響を論せんと欲す。(本節以下に於て單に騰落と云ふ場合には物價平準に比して米價が昇騰低下せしことを意味す)。

米價の一時的騰貴の影響を論ずるに當りて更に注意す可き點は其騰貴の程度如何に在り。米價一割の騰貴は二割の騰貴と其影響の程度を異にす可きは勿論のことなるも、其騰貴の程度の

差甚だしければ、單に其影響の程度を異にするのみならず、影響の性質をも異にすることあり。故に米價騰貴の影響を細論するには其騰貴の程度を細分して、一々其影響を論ず可きなれど、紙面の都合もあれば、茲には單に二個の場合を推定して概論を試みんと欲す。即ち一は米價が一割騰貴せしとき、他は米價が十割騰貴せしときなりとす。

米價一割騰貴の影響 米價騰貴の第一の影響は大麥、小麥等の他の穀物の價格を幾分か騰貴せしむるに在り。穀類の騰貴は自ら農民の收入を増加するの結果を呈す。されど、全國の農民が悉く壹割の増收入を得るものなりと即斷す可からず。農民中には其米穀の生産高が自家消費高に満たずして、他の農民より米穀を若干購入する者あり。吾人は之を准自足農夫と稱す可し。又一部の農民は其收穫を以て漸やく自家用を充たすに過ぎざるなり。此等は自足農夫と名

く可し。而して他は皆自家用以外に殘米を有し之を販賣する者なり。吾人は之を營利農夫と稱す可し。偕て米價の臨時騰貴は普通收穫の減少に依りて誘致せらるゝものなるを以て、准自足農夫は騰貴せる價格を以て、従前よりも多額の米穀を購入するの必要あるを以て、多少他種の穀物の騰貴せるが故に、此方面に於ける收入は増加す可けんも、結局年收は多少減少するの傾向を有することある可し。次に自足農夫に在りては、假令米穀の收穫が多少減少せりとするも、他種の穀物の騰貴の爲貨幣收入は幾分か増加するの傾向を呈す可し。最後に營利農夫は米價が一割騰貴せる爲めに、前年よりも多額の收入を得可し。

す可し。(五反歩が若し自家所有に係るものなれば、五反歩にても幾分かの殘米ある可く、假りに小作地とするも、五反歩よりの收穫は小作米並に自家用米の需用を充たすに足らんか。)若し

果して然らば、農民全體の購買力は増進するの傾向ありと看做すことを得可し。而して、假令僅少にもせよ、農民の資金を潤澤ならしむるの結果、翌年の農事經營上に好影響を及ぼし、農産物の増加を醸すに至ると同時に購買力増進の爲め、被服其他日用品に對する農民の需用増加し、且つ農民の遊覽等の増加する結果として、都會に於ける貨物並に勤勞の價格騰貴するに至る可し。都會に於ける物價が斯くの如く幾分か騰貴するに至らば、製造業者並に商人の利潤及び勞働者の所得は増進し、經濟界一般に人氣を引立つるに至る可し。一方米價は吾人の假定の如く一割騰貴せるを以て、都會住民の生活費も幾分か増加す可きも、其收入の増進は(確定收

入を以て衣食する者も除きては)之を償ふて餘りある可し。

斯くの如く米價が一時的に稍々騰貴せる際には經濟界は概して悪影響を蒙らず、寧ろ其騰貴の結果として活氣を呈するの傾向あるものなれど、應て翌年度に米穀の收穫が激増するが如きことあらば、其反動を生ずるに至ることは茲に贅言するの要を見ず。

次に米價が臨時に暴騰せしとき、例へば米價が十割騰貴せしとき我國民經濟は如何なる影響を蒙むる可きか。先づ農民に就きて之を觀るに米價の暴騰は通常米穀の大減收と、之に因づく中農大農の賣情と商人の投機とに依りて致誘せらるゝものなるを以て、准自足農夫並に自足農夫は大打撃を蒙るに至る可く、其損害は他種穀物の騰貴に依りて、多少補償せらるゝも、翌年の經營に對して消極的手段を採り、且つ日用品の購買を大に節約せざるを得ざるに至ることあり

る可し。されど、營利農夫の収入は多少増加す可し。而かも、其増加率は米價の騰貴率に遙かに及ばざるを記憶せざる可からず。(註)

〔註〕 營利農夫即ち五段歩以上の田地を經營する農家は農家全體の六割三分に相當せるが、其約半數は五段以上一町歩以下の田地を耕作せるに過ぎず。假りに營利農夫の最下級に屬せる者の經營せる平均面積を七段半とし、一段の平均收穫を平均一石六斗とし、凶作年に於ける減收率を、「グレゴリー・キング」の法則に據りて計算して、米價が十割騰貴せし際に於ける此階級の收入増加率とを假算せしに左の數字を得たり。「グレゴリー・キング」の法則に據れば、穀物の減收が一割に上るときは穀價は三割騰貴し、減收二割ならば騰貴は八割に達し、更に減收三割に上らば穀價は十六割騰貴す可しと。吾人の假定は米價が十割騰貴せりと云ふにあれば、「キング」の法則を參照して米穀の減收二割五分に達せりと假定す可し。左表は此假定に依る又、農家一戸五人とし、平均米穀消費量を一石とせり。

收 穫	自家用	殘米	一石市價	賣 揚
平作年	十二石	五石	七石	十圓
凶作年	九石	五石	四石	二十圓
				八十圓

右表に示すが如く、凶作年の増収入は僅かに十圓にして、増加率は十割に達せざるは愚か、一割六分内外に過ぎず。加之、假りに平作年の米價が十五圓なりとせば、平年の賣揚は百〇五圓、凶作年の賣揚は百二十圓にして、其差は十五圓なるを以て、收入の増加率は一割四分に下るなり。孰れにしても、米價の騰貴と同一の程度に農家の收入の増加するものに非ざることを記憶せざる可からず。(大麥其他の穀物の騰貴の爲め此等の農夫の増収入は多少前表以上の數字に達す可し。一町歩以上を經營せる農家の收入は、其他の階級の收入よりも増加率高かる可きも、前表の如き計算法に依れば、其差甚だしからざるは明かなり。)

斯くの如く、米價暴騰せし際には、准自足農並に自足農は大打撃を蒙ると、一方に於ては營利農の収入は増加す可き傾向を有するを以て、都會の供給する貨物の需用は結局多少増加するか、或は多少減少するか、孰れにしても大なる差はあらざる可し。然るに一方農業以外の職業に従事する人口の約半數は米價が十割騰貴せし結果として、生活費頓に激増し、米穀購入の爲

め収入の少からざる部分を吸収せらるゝが故に、他の貨物に對する需用は従つて減退し、其價格の下落を誘致し、延びて商工階級の利潤並に勞働者階級の所得を減退せしめ、遂に經濟界を一般に沈滞せしむるに至ることなしとせざるなり。

### 六 米價の永久的騰貴の影響

前節に於て論じたる米價の一次的暴騰は凶作に依りて誘致せらるゝを常とするものなるが、明治年代に於けるが如く、四五圓臺より二十圓内外に迄米價が漸次に騰貴せるは凶作に其原因を求むることを得ず。如何となれば、凶作は毎年繼續するものに非ず。假令一二ヶ年凶作の重なることあるも、總て次年には平作又は豊作となるの常なればなり。我國の米産額は時に減收を示したることあるも、明治年間を四五ヶ年の年代に分ちて各年代の平均を計算するに、米穀の産額は徐々に増加せるを示せるなり。

果して然らば、米價の漸騰は如何なる原因を有するにや。惟ふに、一方に於て米穀の産額が著しく増加したるも、又一方に於て人口の増加、生活程度の上上の爲め米穀の需用増加せしを以て、米價は騰貴するに至りしものなる可し。勿論最近四五五年間に於ける平均相場は明治初年の米價の三倍以上に當れども、其間に騰貴せしは米價のみに非ざるを以て、農業の利潤が其割合に増加せりと即斷す可からず。然りと雖も、物價平準の騰貴を差引くも尙ほ一倍位の騰貴に相當せるが如し。

他の貨物に比して斯くの如く米價が騰貴せば、農業の利潤率は自ら他業に比して増加す可く、従つて其發達を促すに至る可し。是れ英國が過去一世紀間に於て又獨逸が過去四十年間に於て工業國化したるに、我國が維新以來商工業の多少發達せしにも拘らず尙ほ農業國の域を脱せざるの一因たるなり。假令農産物の漸騰が著しく其發達を促進することなしとするも、夫れに因づく利潤の増加は農業の衰退を防止するの傾向を有す可きは明かなりとす。(未完)